明石市工事検査実施要領

（趣　　旨）

第１条　この要領は、明石市工事検査規程(平成５年訓令第９号)第１９条の規定に基づき、明石市の所管する工事の検査の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項を定めるものとする。

２　この要領は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合や既済部分の引き渡しを受ける場合を含む）を行うこと並びに技術的な観点から工事の施工状況の確認及び技術的な評価を行うために定める。

（内　　容）

第２条　工事の検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、出来形、品質及び出来ばえについて適否の判断を行うとともに、工事の実施状況、出来形、品質、出来ばえについてその的確さ及び全体的な外観について評価を行うものとする。

（工事の実施状況の検査）

第３条　工事の実施状況の検査は、契約書等の履行状況並びに施工体制、施工状況及び安全管理等について各種の記録（写真、ビデオディスクによる記録を含む。以下「各種の記録」という。）と契約図書を対比し、別表第１に掲げる事項に留意して行うものとする。

（出来形及び品質の検査）

第４条　出来形及び品質の検査は位置、出来形寸法及び精度、出来形管理に関する記録、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比して適否の判断を行うとともに、その的確さについて評価する。その際、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査員は明石市契約規則第４４条第２項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

２　土木工事の出来形及び品質の検査は、特記仕様書等により特段の定めのない場合を除き、土木請負工事必携、土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準、(いずれも兵庫県県土整備部監修　財団法人兵庫県街づくり技術センター発行)、土木工事共

通仕様書、土木工事施工管理基準等（いずれも農林水産省農村振興局整備部設計課）並びに管きょ更生工法における設計・施工管理の手引き（案）（社団法人　日本下水道協会）、水道工事標準仕様書【土木工事編】（日本水道協会）及びその他関係技術資料等に基づき、別表第２に留意して行うものとする。

３　建築工事の出来形及び品質の検査は、特記仕様書等により特段の定めのない場合を除き、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、公共住宅建設工事共通仕様書（編集　公共住宅事業者等連絡協議会）及びその他関係技術資料等に基づき、別表第３に留意して行うものとする。

４　設備工事の出来形及び品質の検査は、特記仕様書等により特段の定めのない場合を除き、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、公共住宅建設工事共通仕様書（編集　公共住宅事業者等連絡協議会）、明石市廃棄物処理事業・下水道事業・水道事業プラント機械電気設備機器共通仕様書並びに工事共通仕様書、給水装置施工基準（明石市水道部）及びその他関係技術資料等に基づき、別表第４に留意して行うものとする。

（出来ばえの検査）

第５条　出来栄えの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について適否の判断を行うとともに、評価を行う。

（検査の方法）

第６条　別表第１から別表第４に掲げる検査方法については各号のとおりとする。

（１）　「目」は目視及び聞き取りによる。

（２）　「測」は現地測定、検査器具を用いての計測による。

（３）　「写」は工事記録写真や記録映像による。

（４）　「書」は施工計画書、施工体制台帳、出来形管理資料、各種試験成績書、承諾願、協議書、打合簿、取扱説明書、その他関係資料等による。

附　　則

この実施要領は平成 26 年４月１日から適用する。

別表第１　工事の実施状況検査留意事項

検査項目	関係書類	内　　容	検査方法				備　　考
			書	写	目	測	
１　施工体制	施工体制台帳、施工計画書	（１）施工体制一般について適否を確認	○	○	○		中間出来高検査、随時検査時においては検査対象物を検査するために最低限必要な書類の提出を受注者に求め、確認するものとする。
		（２）配置技術者等について適否を確認	○	○	○		
		（３）その他について適否を確認	○	○			
２　施工状況	施工計画書、実施工程表、工事打合せ簿、その他関係書類	（１）施工管理について適否を確認	○	○	○		
		（２）工程管理について適否を確認	○		○		
３　安全管理	契約図書、安全管理状況関係書・記録簿、工事打合せ簿、その他関係書類	安全管理一般について適否を確認	○	○	○		
４　書類及び写真整備状況	関係書類、工事等写真	（１）　関係書類について適否を確認（他に掲げるものを除く。）	○				
		（２）写真について適否を確認		○			